

## 番役に見る鎌倉幕府の御家人制

勅使河原 拓也

**【要約】** 本稿は、京都大番役などの番役の検討により、鎌倉幕府御家人制の地域的な差異・時代的な変化についての考察を行ったものである。第一章では、東国と西国の違いについて述べた。西国で守護が大番催促を行うのに対し、東国では各番の責任者であり、催促を受ける御家人と同じ勤仕者としての立場にある「番頭」が催促を行うことを論じた。ここから、「番頭―東国御家人」  
Ⅱ 臨時的・共同勤仕の性格が濃厚、「守護―西国御家人」  
Ⅲ 恒常的・統属関係の性格が濃厚、という大番役と御家人制の構造を見出した。第二章では、時代による変化について述べた。一三世紀半ばに御家人の枠が拡大するが、これは官騷動・宝治合戦という政情不安のなかで幕府が番役勤仕の武力を確保するための方策と考えることができる。この際、建久年間（一一九〇～九九）以来の東国・西国御家人間の格差が解消する可能性も生まれた。だが、これは却下され、御家人制の根本的な閉鎖性は温存された。

史料 一〇一巻六号 二〇一八年二月

### はじめに

鎌倉幕府は、將軍（鎌倉殿）と主従関係を結んだ武士を多数組織していた。これが御家人であり、鎌倉幕府は御家人制によって支えられていた。ただ、御家人制のあり方も、地域・時代によって一様だったわけではない。御家人制の実態をつかむためには、そうした地域的な差異・時代的な変化についてもつきつめていく必要があるだろう。

本稿では、御家人制の地域的・時代的な偏差を追うため、御家人たちが勤仕した番役を素材として考察を行う。番役に

ついでには、三浦周行が研究の先鞭をつけ、五味克夫氏がより具体的な制度を明らかにしており、現在でも基礎研究としての価値を持っている。<sup>②</sup> また近年では、京都大番役をはじめとする軍役が果たした役割についてさまざまな角度から分析が加えられており、数ある御家人役のなかでも特に重要なものだったことが指摘されている。<sup>③</sup> 武家である以上、平時の軍役とも言える番役は鎌倉幕府及び御家人制そのものの性格に関わる重要なテーマであり、番役の勤仕形態から上記の問題についてもアプローチすることが可能であると考ええる。

まず番役の地域性、という点については、既に五味克夫氏によって、東国と西国で京都大番役の勤仕形態が異なっていたことが指摘されている。『御成敗式目』第三条「諸国守護人奉行事」に「大番催促謀叛殺害人付後討強盗山賊海賊」とあるように、大番催促は守護の基本的職権（所謂大犯三箇条）の一つであり、守護の御家人統率権を表すものであった。だが五味氏によると、東国には守護の統制に服さない有勢御家人がおり、そのような御家人は一族単位で独自に大番勤仕を行ったという。さらに近年では、守護制度そのものの東西差についても注目が集まっている。守護制度を東国より西国において発達した制度と捉える見方が上横手雅敬氏によって提起され、加えて熊谷隆之氏、伊藤邦彦氏らにより、東国において守護は不設置を基調とするとの見方も提出されている。<sup>④</sup> こうした守護制度の地域偏差の議論も踏まえることにより、番役の地域差についても、新たな議論が可能になると思われる。第一章では、京都大番役の勤仕形態における東国と西国の違いについて論じる。<sup>⑤</sup>

続いて、番役の時代的な変化という点については、近年一三世紀半ばの画期に注目が集まっている。京都大番役は鎌倉時代初期に、御家人のみが勤仕する体制が確立した。だが高橋典幸氏は、一三世紀半ばに幕府は非御家人の大番役勤仕も認めるよう政策変更したと論じる。<sup>⑦</sup> これは御家人制そのものの性格の変化も示唆する重大な指摘である。だが、高橋氏の解釈については異論も出されており、共通理解にはいたっていない。そこで第二章では、この政策変更の実態と背景を探ることにより、番役がどう変化したのかを論じる。

以上の番役の検討から、御家人制についても地域差・時期差といった具体像が明らかになると思われる。また、この二つの問題は連関したものであり、その相互関係についても考察したい。

- ① 三浦周行「御家人の特質」（同『日本史の研究 新輯三』岩波書店、一九八二、初出一九二五）。
- ② 五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」（初出一九五四）・「鎌倉幕府の御家人体制」（初出一九六三）（いずれも同『鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版、二〇一六）。ただしこの二本の論文は、後述するように論旨に大きな変化を含む。以下、前者をA論文、後者をB論文とする。
- ③ 高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』（吉川弘文館、二〇〇八）では、京都大番役の国家的性格が論じられ、そこから大番用途が在地転嫁されていたこと、「武家領」が形成されて荘園制に大きな影響を与えたことなどを導き出している。
- ④ 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集一 鎌倉幕府法』（岩波書店、一九九五）。以下、追加法も含め、幕府法の引用は同書による。
- ⑤ 上横手雅敬「守護制度の再検討」（同『日本中世国家史論考』塙書房、一九九四）、熊谷隆之「鎌倉幕府支配の展開と守護」（『日本史研究』五四七、二〇〇八）、伊藤邦彦「鎌倉幕府守護の基礎的研究」【論考編】『国別考証編』（岩田書院、二〇一〇）。以下、注記のない各氏の見解はこれらの論文・著書による。
- ⑥ 本稿では、上横手氏にしたがい、東国＝遠江・信濃以東一五ヶ国、西国をそれ以外として論じる。拙稿「治承・寿永内乱後の東海地域における鎌倉幕府の支配体制形成」（『年報中世史研究』四二、二〇一七）も参照。
- ⑦ 高橋典幸「御家人制の周縁」（注③書、初出一九九九）

## 第一章 大番催促に見る東国・西国の御家人制

### 第一節 東国に見える「番頭」

「はじめに」で取り上げた上横手雅敬氏は、守護を西国的と捉え、東国御家人の編成原理を惣領制に、西国御家人の編成原理を守護制に見出した。守護による大番催促についても、「大番催促の問題は、東国にも見られるとしても、歴史的経緯から見ても、史料の上でもすぐれて西国的である」（四三三頁、傍線勅使河原）と述べる。

だが右の引用に示すように、実際に東国で守護が大番催促にあたる例は、少ないものの史料上確認される。上横手氏に

よると、東国一五ヶ国（遠江・信濃以東）のうち守護が大番催促にあたっていることが確認できるのは、甲斐・上野・上総の三ヶ国のみであるという。上横手氏の論で言えば、東国と西国の大番役の差異は量的なものということになる。だが、こうした量的な差異は史料の残存状況に左右される可能性も否定できず、また、上横手氏の挙げた三ヶ国以外にも佐藤進一氏の挙げた信濃国の事例<sup>①</sup>なども存在する。そこで本稿では、これらの事例を再検討し、東国と西国の大番役の差異に質的なものがないか、考察してみたい。

(i) 信濃国

建長三年（一二五二）の信濃国御家人の讓状には、正治元年（一一九九）のこととして「京に大番あるへしとさためられて、<sup>比企判官</sup>ひきのはうくわんのほところに、<sup>能綱父</sup>よしつなち、<sup>長所</sup>ハなかしらうして、<sup>代官</sup>ゑまいらぬ間、よしつなをたいくはんのほせて<sup>②</sup>」とあり、佐藤氏はここから「ひきのはうくわん」<sup>②</sup>比企能員を正治元年の信濃守護としている。

(ii) 甲斐国

『経俊卿記』建長五年（一二五三）一二月二二日条には、法勝寺阿弥陀堂供養守護の武士の交名が収められている。これは同年一月一四日付で幕府が作成したものである。ここには南大門を守護する武士として「武田・小笠原之外、可相具甲斐国大番衆」と見え、それとは別に西北門を守護する「武田一門人々」が、北門西脇を守護する「小笠原一門人々」が見える。ここから上横手氏は、武田氏が惣領として一族を率いる一方、守護として国内の御家人を率いた幕末元弘年間の軍事動員体制と符号するもの<sup>③</sup>として（ただし建長五年の守護については明言していない）、小笠原氏はそれとは別に一族を率いて勤仕したものと理解した。関連して網野善彦氏はここで「甲斐国大番衆」を率いていたのは二階堂行氏（隠岐三郎左衛門尉）であることから、行氏を守護に比定しているが、伊藤邦彦氏は守護を武田氏として反論を加えている<sup>④</sup>。

右の(i) 信濃・(ii) 甲斐の事例においては、大番催促をするのが守護であるという前提に立てば、それぞれの論者の言うように比企氏・武田氏（あるいは二階堂氏）を守護とするのが妥当だろう。ただし史料中において「守護」と明記し

ているわけではなく、守護による動員と断定できるかは、なお慎重な検討を要する。

(iii) 上野国

【史料一】『吾妻鏡』寛元二年（一二四四）六月一七日条

新田（政義）太郎為令勤仕大番在京、是為上野国役之故也、而称所劳、俄遂出家、但不相触事由於六波羅并番頭城九郎泰盛等之由、依有注進状、今日評定之次、被経沙汰、任被定置之旨、可被召放所領之由被定云々、（後略）

ここでは、上野国役として大番役を勤仕していた新田政義が、六波羅探題や「番頭」安達泰盛に報告せずに出家してしまったことが述べられている。佐藤氏・五味氏（A論文）・上横手氏はここに見える「番頭」安達氏が当時の上野国守護と理解した<sup>⑤</sup>。

だが、史料では「守護」ではなく、あくまで「番頭」と記されている点には注意を要する。後述の（iv）上総の事例も含めて、既にこの表記の違いに着目した研究者もいる。秋山哲雄氏は、「番頭」という呼称からは、御家人統率の役割を果たしていることは読みとれても、検断権の行使は読みとれないとして、有力在庁出身でない東国守護の特徴としている。熊谷隆之氏は上横手氏の東国守護論がなお不徹底であると批判し、その根拠の一つにこの「番頭」を守護と見なす点を挙げ、「大番催促を守護の職務とみるのは、西国の状況の適用にすぎない」として、「西国ならば「守護」としてあらわれるはずの立場が、あくまで「番頭」と称されているのは、彼らが元来、守護ではなかった傍証ともいえる」と指摘した。熊谷氏によると、上野における安達氏の地位の本質は守護ではなく国奉行であるという。伊藤邦彦氏も同じく、安達氏（と後述の足利氏）が正式な守護に補任されていないと想定し、大番役勤仕にあたって国御家人催促権を付与するため「番頭」の呼称が用いられたとし、東国における守護の不設置との関連を指摘する<sup>⑥</sup>。

このように、少なからぬ守護制度研究者が東国で大番催促にあたる者が「守護」ではなく「番頭」と呼ばれている点に注目する。特に、熊谷・伊藤両氏が東国における守護の基本的不設置を論ずるなかで「番頭」を守護とは異質のものとした点は重要だろう。しかし、では「守護」ではなく「番頭」と称されることにどのような意味があるのか、両者は実態面においてどう違うのか、という点について両氏は踏み込んだ検討を行っておらず、その差異の指摘は呼称のみに留まっている観がある。この点についてより明確にするために、最後に上総の事例を検討したい。

(iv) 上総国

【史料二】「深堀文書」〔鎌倉遺文〕一一一八三四九

京都大番役事、自<sub>(一)</sub>明年正月一日至<sub>(二)</sub>同六月晦日、随<sub>(三)</sub>番頭足利三郎之催、可<sub>(レ)</sub>令<sub>(二)</sub>勤仕<sub>(一)</sub>□□<sub>(之状)</sub>、依<sub>(レ)</sub>仰執達如<sub>(レ)</sub>件、

正嘉三年二月廿日

(北条長時)  
武威守 (花押)

(北条致村)  
相模守 (花押)

深堀太郎殿

【史料三】「深堀文書」〔鎌倉遺文〕一三一九八六四

京都大番事、自<sub>(一)</sub>明年正月一日至<sub>(二)</sub>同六月晦日、寄<sub>(三)</sub>台頭人足利入道跡、可<sub>(レ)</sub>令<sub>(二)</sub>勤仕<sub>(一)</sub>之状、依<sub>(レ)</sub>仰執達如<sub>(レ)</sub>件、

文永五年二月廿六日

(北条時宗)  
相模守 (花押)

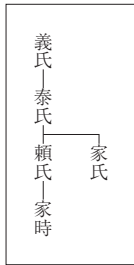
(北条致村)  
左京権大夫 (花押)

深堀太郎殿

上総国御家人深堀氏に対して出されたこの関東御教書にて、深堀氏は「番頭」足利氏に従って大番役を勤仕することを命ぜられている。【史料三】の「頭人」というのも、「番頭」と同じものを指すと思われる。足利氏は鎌倉末には上総国の「守護人」として明確に史料上に現れることもあり、佐藤進一氏は「ここにいわゆる番頭および頭人は大番役指揮者としての守護の地位を表現する語である」として、ここから当時既に足利氏が上総国守護の地位にあり、深堀氏に対して大番催促を行ったと見た。この上総の事例についての他の諸氏（五味氏・A論文・上横手氏・秋山氏・熊谷氏・伊藤氏）の見解も、先の上野の「番頭」安達氏の例とほぼ同じである。<sup>⑧</sup>

この二つの史料の中身を詳しく検討したい。【史料二】については、「足利三郎」は、当時の当主頼氏に比定されている。<sup>⑨</sup>これだけ見ると、彼を守護にあてはめることに不都合はないようにも思う。一方の【史料三】はどうだろうか。この御教書については、「足利入道跡」というのが何を指すのか、という点が最も大きな問題となる。この「足利入道跡」については、足利泰氏・家時・家氏などの説がある（【図】参照）。小谷俊彦氏は白井信義氏の泰氏説を否定した上で、「足利入道」を建長六年（一二五四）に没した足利義氏と捉え、「跡」は当時の慣例では、そのあとを相続している者をさす語であるから、番頭足利入道跡は家時のこととすべきである」（注⑨論文一二二頁）とした。家氏説もこの家時説を踏まえた上で、後継者にふさわしいのは家氏の方だとしたものである。

今これらの説を検討するに、「足利入道」を義氏と考えることには特に異議はない。だが、「跡」を単純に後継者、と考へることは妥当だろうか。素朴な疑問として、このような幕府公式の命令文書において「足利義氏の後継者」というよう



【図】足利氏系略

な曖昧な表現を使うだろうか、ということがある。この点に関し、小川信氏は当主家時が若年であったことから、「御教書が大番頭人として家時の名を記さず「足利入道跡」という表現を採っていることも、大番頭人の任務を若年の当主家時のみではなく、故義氏の子孫たる足利一族によって勤仕すべきものとしたためではなからうか」（注⑩論文三

六六頁」と推測しているが、やはり解釈としては不自然さが残る。

このような鎌倉幕府関係の史料で「跡」と出てきた際、まず想起されるのが御家人役賦課の単位として使われる「某跡」である。これは一三世紀半ばごろから採用され始めたものであり、簡単に説明すると、既に没している御家人名に「跡」と付した名称を単位として、その所領を継承した者たちに御家人役を課す仕組みである。この「某跡」賦課方式の具体例を示す史料としてしばしば引用されるのが、建長二年（一二五〇）の閑院内裏造営の注文と建治元年（二七五）の六条八幡宮造営注文<sup>13</sup>である。今これらを見てみると、前者には「小御所」の造営を請け負った「足利左馬頭入道」が見え、後者には二〇〇貫文の納入を請け負った「鎌倉中」御家人「足利左馬頭入道跡」が見える。「足利左馬頭入道」というのは義氏のことであり、この間に義氏は没し、建治時点の足利氏への賦課は「某跡」賦課方式によって行われたことが分かる。

さて、これを踏まえると、文永五年（一二六八）の【史料三】の「頭人足利入道跡」は建治の六条八幡宮造営注文に見える「足利左馬頭入道跡」と同じものを指す、と考えることができるのではないだろうか。すなわち足利氏の御家人役賦課単位は建長六年に没した義氏の後、一旦頼氏の名義となった（正嘉三年の【史料二】）が、頼氏も弘長二年（一二六二）に没した<sup>14</sup>後、「足利左馬頭入道跡」、すなわち「某跡」を単位とする形式に移り変わったと考えられる。【史料三】の「跡」の内実を考えると、この時期の足利氏固有の事情を考える必要はなく、建長・建治の注文に多数の「某跡」が見えるように、この時期の御家人一般に見られた御家人役賦課単位の「某跡」として考えればよい。

しかし、そうなる都合の悪い部分が生じてくる。従来の「番頭（頭人）」理解はこのような解釈には馴染まない。まず、佐藤氏・五味氏（A論文）・上横手氏のように番頭＝守護と考える場合には、この解釈は成り立ち難い。言うまでもなく、守護は個人が任じられる役職である。御家人役賦課単位としての「某跡」が守護として記されるということは考えられない。先行研究が「足利入道跡」の人名比定にこだわったのはそこにも原因があったと思われるが、「番頭（頭人）」を



守護と考えることはできないのである。

そうなると、先ほどの熊谷・伊藤両氏の、「番頭」を守護とは見なさない見解が射っていたことになる。だが、たとえば伊藤氏が「足利入道跡」を家時に比定しているように、その理解もまだ十分とは言えない。その点も含めて、「番頭」の実態をより明らかにしたい。

## 第二節 「番頭」の実態

「番頭」とは何か。実は先行研究において、この点はあまり明確でない。番役研究の先鞭をつけた三浦周行は、

大番衆は番頭の指揮を受くるを要せり。前掲番頭足利三郎の外、寛元二年に大番衆として在京勤務中六波羅及び番頭城泰盛に届出の手續を取らずして出家せる新田太郎が所領没収の刑に処せられしこと吾妻鏡に見ゆ。

と述べている。<sup>⑧</sup>前掲【史料一】～【三】の事例から、番頭が大番衆を率いる存在だったと指摘しているが、それ以上に具体的な言及はない。

さらにさかのぼって塙保己一ら編の『武家名目抄』には、「大番」と並んで「大番番頭」の項目が立てられている。その按文には、

さて鎌倉殿天下の兵権をとられ諸国の武士悉く御家人となりて、大番役勤仕のことも武家より指揮せらるゝこと、なりしかは、諸国の守護、各国の地頭御家人を催促して其役に従はしむるか常のならひとはなりぬ。尤所領の多少に准して勤役の等差あり。其中にさるへき権勢の人を以て頭人とし番役の輩を統領せしむ。これを番頭と称せり。

とある。やはりいまひとつ明瞭さは欠くが、ここで番頭を守護と区別するような記述がなされていることには注意すべきだろう。<sup>17)</sup>

そのなかで、五味克夫氏の理解は注目に値する。前節で見た通り、五味氏はA論文（一九五四年）にて、【史料一】（【三】に見える「番頭（頭人）」の安達氏・足利氏を守護と捉えている。だが一方、B論文（一九六三年）にて次のように指摘している（一一五頁）ことにも注意したい。

勿論東国御家人と雖も一般に勤番中は六波羅探題の他、大番沙汰人（守護が普通）の統轄を受けるが、有勢御家人の場合、一族寄合つて、実質的には守護から離れて別個に勤仕するものが少なくなかつたようである。三浦合戦後の宝治元年（二月二十九日、従来）の六ヶ月勤番を三ヶ月に改めて、新規に二三番の京都大番役結番が定められたが、一番各一名の顔ぶれは守護及び守護級の有勢御家人であつた。彼らが即ち大番沙汰人（番頭）であり、管国御家人、一族、寄子等の大番衆を指揮し、六波羅探題の統轄下に勤番したものと思われる。（傍線勅使河原）

ここで五味氏は大番沙汰人⇨番頭を、大番衆を指揮する存在と規定しているが、「大番沙汰人（守護が普通）」「守護及び守護級の」という表現から、大番沙汰人（番頭）⇨守護と単純には捉えていないようである。「大番沙汰人」は守護級の有勢御家人ではなく、探題被官が務める役であつたことが指摘されるので、その点は修正する必要があるが、「番頭」が単純に守護ではないという見解がここで既に示されているのは注目すべきだろう。<sup>18)</sup>

加えてもう一つ注目したいのは、五味氏が番頭を大番の「番」と関連づけて理解している点であり、その根拠としているのが宝治元年末の結番注文である。この史料については次章で詳しく触れるが、引用部分で五味氏が述べる通り、三ヶ月毎の大番役勤番者の交名が記されており、『吾妻鏡』同日条の地の文では「京都大番勤仕事、結番之、各面々限三箇

【表】『吾妻鏡』宝治元年12月29日条大番役結番注文と建長・建治注文対照表

番	名		建長注文		建治注文		
				跡		跡	
1番	小山大夫判官	小山長村		下野入道跡	跡	小山下野入道跡	跡
2番	遠山前大蔵少輔	遠山景朝		—		遠山大蔵権少輔跡	跡
3番	鳥津大隅前司	鳥津忠時		鳥津豊後前司跡	跡	鳥津豊後前司跡	跡
4番	葛西伯耆前司	葛西清親		葛西宍岐入道跡	跡	葛西伯耆前司跡	跡
5番	中条藤次左衛門尉	中条頼平カ		中条出羽前司跡	跡	中条出羽前司跡	跡
6番	隠岐出羽前司	二階堂行義		隠岐入道跡	跡	隠岐入道跡カ	跡
7番	上野大蔵権少輔	結城朝広		上野入道		上野入道跡	跡
8番	千葉介	千葉頼胤		千葉介跡	跡	千葉介	
9番	完戸宍岐前司	宍戸家周		—		—	
10番	足立左衛門尉跡	(足立遠元)	跡	足立左衛門尉跡	跡	足立八郎左衛門尉跡 + 同九郎左衛門跡	跡
11番	後藤佐渡前司	後藤基綱		佐渡前司		—	
12番	伊東大和前司	伊東祐時		伊東大和前司		伊東大和前司跡	跡
13番	佐々木隠岐前司	佐々木義清		隠岐次郎左衛門尉		隠岐入道跡あるいは 信濃前司跡カ	跡
14番	佐々木宍岐前司	佐々木泰綱		近江入道跡	跡	近江入道跡	跡
15番	三浦介	佐原盛時		佐原遠江前司跡	跡	佐原遠江前司跡	跡
16番	名越尾張前司	名越時章		遠江入道跡	跡	遠江入道跡	跡
17番	秋田城介	安達義景		秋田城介		城入道跡	跡
18番	大友豊前々司跡	(大友能直)	跡	大友豊前々司跡	跡	—	
19番	足立(足利)左馬頭入道	足利義氏		足利左馬頭入道		足利左馬頭入道跡	跡
20番	天野和泉前司跡	(天野政景)	跡	矢野和泉前司跡	跡	矢野和泉前司跡	跡
21番	信濃民部大夫入道	二階堂行盛		信濃民部入道		信濃前司跡カ	跡
22番	宇都宮下野前司	宇都宮泰綱		宇都宮入道		宇都宮入道跡	跡
23番	甲斐前司	長井泰秀		甲斐前司		長井左衛門大夫入道跡	跡

大番結番表と建長注文については御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』（注⑳）を、建治注文については海老名氏・福田氏の論考（注㉑）を適宜参照してあてはめた。

月、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>在洛警巡<sub>一</sub>之旨、被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>下之<sub>一</sub>」と記される。この交名をまとめたのが【表】である。まずは、五味氏の言うように「番頭」がこの表に記された番ごとの代表者と言えるかどうかを確認する。一般に鎌倉幕府の職制において、「頭人」という名は引付のように番ごとに置かれた代表者を言うものである。番役に即してみても正嘉元年（一二五七）に置かれた廂番では、各番ごとに一人置かれた近衛少将らを「番頭」と称していた<sup>㉒</sup>。このように、鎌倉幕府のほかの番制に照らせば、各番の代表

者を「番頭（頭人）」と呼ぶのは理に適っている。次に、安達氏・足利氏がこうした各番の代表者にふさわしいか、という点について。まず、安達氏は【表】の一七番に「秋田城介」（泰盛の父安達義景）が見られる。一方、足利氏は見られないが、この表の一九番には「足立左馬頭入道」という名がある。「左馬頭入道」という通称は、さきに見た足利義氏の通称と同じである。そこから考えれば、「足立左馬頭入道」は「足利左馬頭入道」の誤記と思われる。<sup>23</sup> つまり、足利義氏もこの宝治元年の結番において番頭を務めていた。よって、安達氏・足利氏ともに「番頭」に相応しい氏族であると言える。各番ごとの代表者を「番頭（頭人）」と捉える五味氏の見解は妥当であろう。<sup>24</sup>

それをふまえて「番頭」を捉え直すかどうか。この場合、番頭が直接に責任を負うのは上野・上総といった「国」、すなわち〈地域〉ではない。その管轄とは、【史料二・三】に即して言えば、「（それぞれ正嘉三年・文永五年の）自明年正月一日至同六月晦日」という六ヶ月の「番」、すなわち〈期間〉である。上野国の事例では、新田政義が番頭の安達泰盛に報告せずに出家したことが問題となっていた。こうした事例からも、番頭の責務が御家人たちに勤仕期間を全うさせることだったと分かる。すなわち、番頭は守護、あるいは国奉行のような一国に恒常的に在任する地位とは性質の異なる臨時的なものだと言えることができる。「番」ごとの「頭人」、それこそが「番頭」なのである。語義から言えば当然のことのようにも思えるが、案外これまでの研究ではこの点を明言したものが少なかったように思うので、強調しておきたい。ただし番頭の地位が〈地域〉と完全に切り離されたものだった、とも言えない。上野国御家人が大番役を勤める際には同国の国奉行として確認される安達氏が番頭を務め、上総国では鎌倉末期に同国守護であることが確認できる足利氏が二度にわたって番頭を務めるなど、番頭の選出にあたっては勤仕御家人の国に影響力を持つ有力御家人が選ばれていた（だからこそ先行研究においてこれらの存在は守護と認識されていた）。御家人統率にあたっては、当然被統率者とながりの深い者が担当するのが効率的であり、その意味で上野国では安達氏、上総国では足利氏が番頭として現れるのは自然なことだろう。だがそうなる今度は、番頭と守護（あるいは国奉行など）をあえて区別することにそこまでの意味があるのか、と

いう疑問が湧くかもしれない。統率者が同国の守護的な存在であるのなら、実質的に同じことではないか、と言えるからである。確かに多くの場合、重なるところもあるだろう。だが、それでも両者を同一視することにはいくつかの問題が残る。

たとえば大番役では、複数国が寄り合つて勤仕する場合がある。その際、複数の守護が関わる場合もあるが、【表】にある通り番頭は常に一名（「一名」という表現は後述のように厳密には適当ではない）であり、こうした点にも違いがある。

だが何よりも守護と違うのは、前節で述べた通り、番頭（頭人）は御家人役賦課単位「某跡」の形で記され得る、という点である。この点については【表】を見てみると、実は同様に「某跡」の形式で表される番頭が何名かいることに気づく。一〇番「足立左衛門尉跡」、一八番「大友豊前々司跡」、二〇番「天野和泉前司跡」がそれである。この「一跡」が御家人役賦課単位「某跡」であることは、【表】にある通り、これらの名が建長・建治の注文においても確認できることから明白であろう。そう考えると番頭が「某跡」として記されることに不自然さはなくなるわけだから、【史料三】の「足利入道跡」を「某跡」と理解する私見はさらに補強される<sup>26</sup>。

そしてこの「某跡」で記される、という点は番頭の特徴、特に西国の守護との違いを考える際に重要である。「某跡」は御家人役賦課の単位であり、言い換えれば御家人役（大番役）を賦課される客体としての属性を表す。【史料三】にて、東国御家人に大番役勤仕を命じる際、番頭は文書上「某跡」として記された。つまり形式上、番頭と催促を受ける東国御家人とは、大番役の勤仕者として立場は同じなわけである（その意味でさきの『武家名目抄』が番頭を「勤役」の地頭御家人の中の「さるへき権勢の人」と捉えたのは正しかった）。これは、守護―西国御家人の関係を統属関係と捉えるならば、それとは随分違う様態を示している<sup>27</sup>。

それはたとえば、御家人千葉氏が埴飯役を賦課された際、「寄子上野二郎跡」が補助するよう幕府より定められたのと類似しており、【史料三】の「寄合」という言葉に示される通り、実態としては相互補助に近かったと思われる（六条八幡

宮造管注文に散見する「可寄合」というのも同じものだろう。入間田宣夫氏はこのような「寄合」による公事勤仕を「頭人—寄子方式」として理解し、【史料二・三】を引用して鎌倉御家人の番役勤仕にこそ頭人—寄子方式が最も典型的な形で見られると評価した<sup>29</sup>。入間田氏の議論には、頭人—寄子方式と「番」との関連など本稿の関心からも注目すべき点が多い。入間田氏自身は足利氏を守護と捉えているが、これまでの本稿の考察で捉え直せば、東国における大番催促は守護による催促とは異なる、頭人—寄子方式によるものと捉えることができよう。

上横手氏は御家人の編成原理を、東国では惣領制に、西国では守護制に見出した。鎌倉後期において、惣領制による御家人役負担を徹底させたのが「某跡」賦課方式である。【史料三】は一見すると、東国（上総国）において例外的な守護による大番催促がなされたものと映る。しかし、高橋典幸氏が指摘するように、【史料二・三】それぞれの宛所となっている「深堀太郎」は「深堀太郎跡」の意であり、これは「某跡」による動員であった<sup>30</sup>。そして、彼らが「寄合」う足利氏も同じ「某跡」であるとする、【史料三】は守護による動員ではなく、「某跡」（深堀太郎跡）が「某跡」（足利入道跡）に寄合うことよって大番役を勤仕する、すぐれて惣領制的（東国的）な大番催促の形態だと言える。惣領制を頭人—寄子方式の一形態と考えるならば、東国の大番催促は頭人—寄子方式の原理に基づくと言えることができる。

### 第三節 大番役勤仕形態の東西における異同

前節まで、東国と西国における大番役勤仕形態について、守護の関与の有無という違いがあったことを指摘した。勤仕形態の違いについて、先行研究の成果を踏まえつつもう少しきつめて考えてみよう。

「はじめに」で示したように五味克夫氏は、西国御家人が守護による一国ごとの動員に服していたのに対し、東国では一族ごとの動員も行われていた、という指摘を行っている。この五味氏の指摘をうけ瀬野精一郎氏は、覆勘状の網羅的分析から、西国御家人は一国の御家人が同時に在京していたことを示した。その上で、東国御家人は結番して一族単位で勤

仕した一方、西国御家人は守護の統率下で一国の御家人が同時に大番役を勤めていたと指摘し、両者を明確に対比させている<sup>③</sup>。

瀬野氏の見方は分かりやすく、現在でも定説となつて見られる<sup>④</sup>。東国御家人は守護の統率下になかった、という点は前節までの検討結果とも合致し、本稿も基本的に賛同したい。だが、彼らは結番して個別に勤仕したとし、一国の御家人が同期間に勤仕することを西国御家人の特性とした点についてはどうであろうか。

第一節の(ii) 甲斐国の事例では、武田一族、小笠原一族とともに「甲斐国大番衆」が動員されていた。ここから、甲斐では一国単位の御家人動員が行われ、彼らは同時に在京していたと見ることができよう。ただ、甲斐や信濃の事例は守護による大番催促の可能性を否定できず、本稿もこの二国の事例については番頭によるものか守護によるものか、確定させることはできない<sup>⑤</sup>。そのため、守護の影響力の及ばない純然たる「東国」の事例として反証にあげることとはためらわれる。

これに対し、より明確な反証となるのが(iii) 上野国の事例である。煩瑣ではあるが、行論の都合上【史料一】を再掲する。

【史料一】『吾妻鏡』寛元二年（一二四四）六月十七日条

新田太郎<sup>政巻</sup>為<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>勤<sup>二</sup>仕大番<sup>一</sup>在京、是為<sup>二</sup>a<sup>一</sup>上野国役<sup>之</sup>故也、而称<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>劳、俄遂<sup>レ</sup>出家、但不<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>触事由於六波羅并<sup>二</sup>b<sup>一</sup>番頭城九郎泰盛等<sup>之</sup>由、依<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>注進状<sup>一</sup>、今日評定之次、被<sup>レ</sup>經沙汰、任<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>定置<sup>二</sup>之<sup>一</sup>員、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>召<sup>二</sup>放所領<sup>一</sup>之由被<sup>レ</sup>定云々、（後略）

【史料一】で新田政義が大番を勤めていたのはa「上野国役」のためであったと言う。つまり、上野の有力御家人であった新田氏といえども、単独で上洛したわけではなく、上野国一国単位の動員をうけて上洛してきたのである。そして、そ

のときの⑥「番頭」を務めていたのが同国の国奉行安達氏であった。この「上野国役」と「番頭城九郎泰盛」は対応しているものと見ることができ。つまり、このときの「番」（寛元二年正月～六月の番か）は上野国の御家人を一国単位で動員することにより賄われていたのである。これは、一国の御家人が同時に大番役で在京するという、瀬野氏自身が示した西国御家人のあり方とほぼ同様のものである。

以上より、結番してそれぞれの「番」にて一国単位の動員がなされるという基本的な構造自体には、東国と西国とで大きな差はないように思われる。そうなると、東国と西国の大番役勤仕形態の異同は守護の存在の有無に絞られてくる。一国単位の動員を行うのが西国では守護であるのに対し、東国では勤仕者と同じ立場の番頭だったのである。

大番催促のため発給される文書の形式についても注意しておきたい。西国において幕府は「美濃国家人等」に対して「可<sub>三</sub>早<sub>三</sub>從<sub>三</sub>相模守惟義催促<sub>一</sub>事」を、「和泉国御家人等」に対して、「可<sub>下</sub>早<sub>三</sub>隨<sub>三</sub>左衛門尉平義連催促<sub>一</sub>勤<sub>中</sub>仕大内大番<sub>上</sub>事」を、あるいは「左兵衛尉惟宗忠久」に「催<sub>三</sub>彼国家人等<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>勤仕<sub>一</sub>矣」と命じたように、<sup>⑤</sup>「某国家人等」に対して守護の催促に従うことを命じる、あるいは守護に対して「国家人等」を率いて大番を勤仕することを命じる形式になっており、大番を勤仕する御家人の統率は守護に一任されている。これに対し東国では、【史料二・三】に示されるように、幕府が直接御家人（跡）に大番催促をしていた。五味克夫氏はこの違いを「一般に西国御家人の勤仕は東国御家人のそれと較べて、その手続きにおいても守護の権限が強く働いていたのではないか」（A論文一七頁）とする。これまでの検討結果からすれば、その違いは守護の権限の強弱というよりも、そもそも守護が介入するか否かという根本的な問題に起因していると言えよう。

以上、東国御家人と西国御家人の大番催促のあり方の違いを見てきたが、つまるところその違いは守護の存在の有無に帰すと思われる。守護が一国単位の動員を行う、という一般的な理解は西国では通用する。だが東国では、信濃や甲斐のような縁辺地域では確定できない事例はあるものの、大番催促に「守護」が介入していた確実な事例は見出せなかった。



「はじめに」で挙げた近年の研究が明らかにしたように、東国では守護制度自体が発達しなかった。そのため京都大番役においても、東国では守護が介在するシステムがとられなかったものと思われる。一見守護による催促に見える事例も、あくまで大番役を負担する御家人同士での寄合なのであり、西国における動員とは大きく性格が異なると言わねばならない。

以上の考察から得られたイメージを図示しておこう。

番頭 (東国御家人) —— 東国御家人

臨時的・共同働仕の性格が濃厚

守護 (東国御家人) —— 西国御家人

恒常的・統属関係の性格が濃厚

守護による御家人統率は、それを平時において最も如実に表現する大番催促を検討する限り、きわめて西国的であり、その偏りの大きさは上横手氏ら先行研究が想定していた以上である。そして御家人制の東西差という点から見れば、東国御家人からなる守護に従属するのはもっぱら西国御家人ということになり、西国御家人の東国御家人に対する地位の低さがはつきりと示されている。

以上、番役及び御家人制の東西の地域差を見てきた。次章では、番役の时期的変遷について考察するが、その際本章で論じた御家人制の地域差についても、それが鎌倉時代を通じて一貫するものだったのか、あわせて考えてみたい。

① 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版会、一九七二、初出一九四八) 信濃国の項目。以下、注記のない佐藤氏の指摘は同書の各国項目による。

② 「信濃上藤家文書」建長三年(一二五二)二月六日小井弓能綱讀状案(鎌倉遺文)一〇一七七四。

③ 佐藤進一「光明寺殘篇小考」(注①書、初出一九四二)参照。同史料中には上洛する幕府軍の中に「武田三郎甲斐國」と「小笠原信濃入道一族」が見える。

④ 網野善彦「鎌倉時代の甲斐國守護をめぐって」(『網野善彦著作集四』岩波書店、二〇〇九、初出一九九二)三五〇頁、伊藤邦彦「鎌倉幕府京都大番役覚書」(『前掲著書』『論考編』、初出二〇〇五・六三八二)三八四頁。

⑤ ほか、大山喬平「自然恩沢の守護人」(『鎌倉遺文月報』八、一九七五)も「鎌倉時代の守護の根本的職権」として「御家人統率権(京都大番役の番頭、幕府軍の大將)」を挙げており、守護と番頭を同一視していると思われる。

- ⑥ 秋山哲雄「守護所」に見る鎌倉幕府の守護（同「北条氏権力と都市鎌倉」吉川弘文館、二〇〇六、初出二〇〇二）三・一三・三四頁、熊谷氏前掲論文五七頁、伊藤氏前掲著書『国別考証編』上総・上野の項、注④論文三八五・三八六頁。
- ⑦ 「金沢文庫文書」嘉暦四年（一二二九）八月一二日関東下知状案（『鎌倉遺文』三九一三〇六九二）など。
- ⑧ 足利氏は史料上「国奉行」として現れるわけではないが、熊谷氏は安達氏の事例との類似、上総にも国奉行が存在した事実（『吾妻鏡』元久二年（一二〇五）二月二四日条）から、足利氏も上総国奉行であった可能性を指摘した。なお、上横手氏・熊谷氏は『史料三』には触れていない。
- ⑨ 小谷俊彦「北条氏の専制政治と足利氏」（田中大喜編『中世関東武士の研究九 下野足利氏』戎光祥出版、二〇一三、初出一九七七）一九頁。
- ⑩ それぞれ、泰氏説⇨白井信義「尊氏の父祖」（前掲田中編著、初出一九九九）、家時説⇨小谷俊彦「北条氏の専制政治と足利氏」（前掲・小川信「斯波氏の祖先」（同「足利一門守護発展史の研究」吉川弘文館、一九八〇、初出一九七二）、家氏説⇨吉井功兒「鎌倉後期の足利氏家督」（前掲田中編著、初出二〇〇〇）。
- ⑪ 『国史大辞典』「跡」項（鈴木英雄執筆）。
- ⑫ 『吾妻鏡』建長二年三月一日条、この文書に見える「某跡」については、石田祐一「惣領制度と武士団」（『中世の窓』六、一九六〇）参照。
- ⑬ 「田中稷氏旧蔵典籍古文書」。海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造堂注文」と鎌倉幕府の御家人制」（福田豊彦「中世成り立期の軍制と内乱」吉川弘文館、一九九五、初出一九九三）に紹介・解説されている。
- ⑭ 白井信義注⑩論文六四頁。
- ⑮ のちの『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』（『統群書類従』第三輯上、卷第六九）弘安四年（二二八二）四月二六日条にも、「楼門」の造営を担当した「足利入道殿跡」が見える。
- ⑯ 三浦周行「はじめに」注①論文二八頁。
- ⑰ 第四六冊職名部二六下、『改訂増補故実叢書』一一卷五〇七頁。
- ⑱ ただし五味氏は、『国史大辞典』「京都大番役」項（四卷、一九八四）で「幕府で六年間分ほどの勤番表を作成し、それにもとづいて順次勤仕せしめることもあった。大番役の番頭となった守護たちは御家人や一族を統率して内裏・院御所諸門の警固や市中の警備を分番担当したのである。」と述べており、ここでは番頭と守護の区別は明確でない。
- ⑲ 木村英一「京都大番役の勤仕先について」（同『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』清文堂出版、二〇一六、初出二〇〇二）一〇二頁。
- ⑳ 五味氏はA論文では、『吾妻鏡』宝治元年の結番表に見える人名を「勤仕代表者」と称しており、「三名中大部分は守護と思われるが、なお守護と推定し得ないものもある。或いは一門上首として一族を随え勤番するものか」と指摘している（二八・二八頁）。
- ㉑ 『国史大辞典』「番頭」項（福田豊彦執筆）「幕府内の諸勤務の多くは交代番の制度を採用しており、その統率者は一般に番頭または頭人とよばれた」。
- ㉒ 『吾妻鏡』正嘉元年（二二五七）二月二四日条。
- ㉓ 御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』（吉川弘文館、一九七二）もこのように比定する。
- ㉔ ほか、七海雅人「御家人役事例の検出」（同『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、二〇〇二）も、宝治元年の結番表に見える人名を「番頭」と称している（二二二頁）。
- ㉕ たとえば、建保四年（二二二六）五〜七月の大番は鳥津氏守護国の

- 薩摩に加え、日向・大隅・沓岐が加わっていた（薩藩旧記雑録）建保三年一〇月四日関東御教書案（鎌倉遺文）四一―二八二）。
- ②⑥ 【表】を見て分かるように、宝治・建長・建治と、「某跡」で記される御家人は徐々に増えていく。これは、この一三世紀半ばが「某跡」賦課方式の黎明期であるためだろう。
- ②⑦ 【史料一】で安達泰盛が「番頭」と記されるが、当時父義景はまだ健在である。だが、番頭が特定個人の職ではなく、大番役を勤仕する御家人の一族を単位とするものであるならば、番頭は安達一族全体ということになり、泰盛が「番頭」と記されても不思議ではない。
- ②⑧ 「中山法華経寺所蔵『天台肝要文十』紙背文書」建長五年（一二五三）一二月三〇日長專書状（鎌倉遺文）一〇―七六八五）。
- ②⑨ 入間田宣夫「延応元年五月廿六日平盛綱奉書について」（日本古文书学会編『日本古文书学論集五 中世一』吉川弘文館、一九八六、初出一九七八）。
- ③⑩ 高橋典幸「御家人役「某跡」賦課方式に関する一考察」（はじめに）注③書、初出二〇〇一）
- ③⑪ 瀬野精一郎「京都大番役勤仕に関する一考察」（同『鎌倉幕府と鎮西』吉川弘文館、二〇一一、初出一九五五）。
- ③⑫ 外岡慎一郎「書評 瀬野精一郎著『鎌倉幕府と鎮西』（『中世雑誌』二二―一三、二〇一二）六五頁。
- ③⑬ 信濃では嘉禄元年（一二三五）（市河文書）嘉禄元年九月一六日北条重時書下（鎌倉遺文）五一―三四〇六）、甲斐では寛喜元年（一二一九）（甲斐大善寺文書）寛喜元年八月七日関東下知状案（鎌倉遺文）六一―三八六〇）に「守護所」が置かれていたことが確認できる。また、「光明寺残篇」（注③参照）でも、東国の中でこの二国と遠江国が一国単位の動員を受けたことが記されている。なお、熊谷氏はこの二国については、当初より守護が設置されたか否か、確定は困難であると述べている（四二頁）。伊藤氏は、信濃国の比企氏は守護を超える権限を持っていたと指摘し、甲斐国については、武田氏を守護と考えている。先述のように、二階堂氏を当時の甲斐守護と考える網野善彦氏の説もあり、やはり現段階での確定は難しい。この二国の事例の位置づけについては、「東国」内部でも中核地域と縁辺地域とは支配形態が大きく異なっていた（秋山哲雄注⑥論文、高橋典幸「鎌倉幕府と東海御家人」（はじめに）注③書、初出二〇〇五）という議論も踏まえて今後の課題としたい。
- ③⑭ 『吾妻鏡』建久三年六月二〇日条所取前右大将家政所下文、「筑後和田文書」建久七年一月七日前右大将家政所下文案（鎌倉遺文）二一―八八二）、「島津家文書」建久八年二月三日前右大将家政所下文案（鎌倉遺文）二一九五〇）。

## 第二章 番役の変化と御家人制

### 第一節 宝治二年の転換

本章では、番役の時期的変遷から御家人制の変化を捉え直してみたい。

京都大番役については、一三世紀半ばに大きな転機が訪れる。幕府はそれまで御家人に限られていた大番役の勤仕者を非御家人にも拡大する方針へと転換した。

【史料四】『吾妻鏡』宝治二年（二二四八）正月二十五日条

京都大番役事、西国名主庄官等類之中、有募御家人之者、如然之輩、随守護人雖令勤仕之、可賜各別請取否事、再往及御沙汰、於平均者難被聴之、依其仁体、可有捨之趣、可被仰六波羅云々、

この命令にて幕府は「西国名主庄官等類」、すなわち西国の非御家人たちの中に御家人と称する者がおり、そのような者が守護に従って京都大番役を勤仕したとしても、一律に勤仕証明書を与えることはせず、「其仁体」によって選別するよう定めている。高橋典幸氏はこれを、大番役を勤仕した非御家人に御家人役勤仕証明書を与えることを認め、御家人制を開放的なものにする方針転換と捉え、結果として一三世紀半ばの幕府は内に多くの「御家人予備軍」を抱え込むことになったと指摘した<sup>①</sup>。

ただ、この高橋氏の見解も共通理解となっていないわけではない。こうした御家人制の開放的性格への転換を認めない（御家人制は一貫して閉鎖的だったと考える）河内祥輔氏は、この史料が非御家人の御家人化を認めたものだという解釈を否

定し、幕府はあくまで非御家人の御家人化を基本的に認めなかったと評価する。【史料四】を、非御家人の御家人化に制限をかけるためのものと評価するのは七海雅人氏も同様である。<sup>②</sup>

この政策の実態を見定めるには、当該期の幕府が直面していた問題を分析した上で、政策の目的を見定めることが必要になるだろう。この政策変更の目的について、高橋氏は前年の宝治合戦で北条氏が勝利したことの影響の可能性を指摘しつつも、明確な見通しは保留している。<sup>③</sup>一方、清水亮氏は「其仁体」の基準を御家人領の知行の有無に求め、この政策変更の目的を、御家人領を知行する非御家人を体制に取り込むためのものだった、と指摘し、御家人制拡大の要因を経済的基盤の側面から説明している。

これに対し、七海雅人氏は【史料四】がこの前年末に行われた京都大番役改革と連動するものであったと指摘する。宝治元年末の京都大番役改革とは、前章で取り上げた『吾妻鏡』宝治元年二月二十九日条に記されている大番結番である。

前章からの繰り返しになるが、この日の条に「京都大番勤仕事、結番之、各面々限三箇月、可令致在洛警巡之旨、被定下之」とあり、それまで六ヶ月だった大番役を三ヶ月に短縮し、一番から二三番まで結番した。当時、寛元四年（一二四六）に鎌倉幕府の前將軍九条頼経が京都へと送還された宮騒動、宝治元年（一二四七）に幕府の有力御家人三浦氏が執権北条時頼と対決し滅ぼされた宝治合戦といった鎌倉幕府を揺るがす政変・武力衝突が相次いでいた。こうした政情不安のなか、御家人の負担を軽減してその支持を得るためにこうした政策がとられたと評価されている。<sup>④</sup><sup>⑤</sup>

七海氏の指摘は、【史料四】の改革がなぜ宝治二年正月（大番役改革の翌月）に行われたのか、という問題を京都大番役そのものに即して説明できる点で説得的である。ただ、その評価には疑問が残る。先に述べたように七海氏は、【史料四】を御家人制の閉鎖性を確認するためのものと評価するのであるが、これが京都大番役の改革と連動するものとした上で、「原則として御家人の追加認定を認めない幕府の基本姿勢が、当該状況に応じた形で再度確認されたといえるだろう。幕府は把握可能な正式負担者数の絞り込み・固定化をおこなうことで、役負担の安定的かつ定量的な調達を指向したと考え

られる」(二七六頁)と整理した。この当時の幕府の志向性はあくまで御家人の絞り込みにあった、と評価する。

しかし、この評価と【史料四】の政策が京都大番役の改革と連動している、という指摘は整合するだろうか。大番役の期間を六ヶ月から三ヶ月に短縮する、ということは御家人の負担を軽減することを意味する。しかし、そうすると当然勤仕者は不足する(単純に考えて倍の勤仕者が必要になる)。それへの対策として思いつくのは、まずそれぞれの期間の負担者を減らすことである。しかし治安上、それにも限界があるろう。宝治元年八月には「京都大番役事、可<sub>レ</sub>抽<sub>三</sub>誠勤<sub>二</sub>之由、有<sub>三</sub>其沙汰<sub>二</sub>」と決定しており、幕府は宝治合戦後も大番役そのものを放棄したわけではなく、同時に御家人負担の軽減という課題とどう折り合いをつけるか、というジレンマにさいなまれていたのである。もう一つの対策は、勤仕者を増やすことである。しかしこれも御家人の数には限界がある。しかも前年には政情不安と関わって簗屋が停止されるとともに「関東武士、於<sub>レ</sub>今者為<sub>三</sub>大番<sub>二</sub>上洛之条、可<sub>レ</sub>停<sub>三</sub>止之、以<sub>三</sub>畿内輩<sub>一</sub>、内裏・仙洞許如<sub>レ</sub>形可<sub>レ</sub>勤<sub>三</sub>番役<sub>二</sub>」という措置がとられており、東国御家人の大番上洛が停止され、「畿内輩」≠西国御家人への依存が高まっていた。幕府は現存の御家人以外にどこから負担者を調達してくる必要があったわけである。

となると、【史料四】は大番役改革にともない、西国の非御家人に大番役勤仕者を求めた政策、と評価することができよう。幕府はこれによって大番役勤仕を希望する非御家人を取り込むことによって、難局を乗り切ろうとしたのである。<sup>⑧</sup>【史料四】の改革の契機については七海氏の理解にしたいが、その結果導き出される政策の意義は七海氏とは逆に、御家人制の拡大という高橋氏の理解につながると考えられる。

## 第二節 宮騒動・宝治合戦がもたらす番役の転換

前節では、宝治元～二年にかけて、京都大番役の維持のため御家人制の拡大が行われたと論じた。だが、同じ宝治二年に幕府では、次のような決定もなされている。

【史料五】『吾妻鏡』宝治二年八月一〇日条

①備前国住人服部左衛門六郎、可致御所中奉公之由、就望申之、於小侍所、先被尋先々奉公證拠之處、伊予大夫判官義顕（義經）為平氏追討使、下向西海之比、父祖等可為扶持之旨、廷尉送状（義經）、刺賜乘馬、又感軍忠、重被出賀章云々、仍進覽件兩通状之間、有其沙汰、②今日勘申評定之處、承久元年以來、如医陰兩道之類、被召加御簡等事者、自京都令祇候御所之故也、③雖无父祖之例、号御家人、今更於被聽奉公之条者、可為揭焉之輩事歟、④遠国住人等、只帶廷尉内々消息状許、存御家人募事者、不及御許容之由、所被仰出也、

行論の便宜上、①から④に四分割した。まず、解釈としては、①備前国の住人服部左衛門六郎が御所中の奉公を志願してきた。幕府は六郎にこれまでの奉公の証拠をもとめたところ、六郎は源義経が西海に出陣した際に父祖が動員されたとき賜った二通の状を提出し、審議されることとなった。②幕府にて審議したところ、医道・陰陽道の者が（小侍所が開かれた承久元年以来、御所の御簡衆に加えられるのは、京都より来て御所に祇候する故である。③父祖の例が無くとも自身を御家人であると号し、加えて今さらに御所中奉公を許されるのは「揭焉之輩」に限られることである。④遠国の住人たちが「廷尉内々消息状」のみを根拠にして御家人を称することは許さない、と決定した、という内容になる。

この史料についての各氏の評価は次の通りである。【史料四】も新規御家人の参入を規制するものだと考える河内氏・七海氏は、それと一貫した方針のものだと見なす。一方、「其仁体」によって非御家人が御家人に新規参入することを認めたと評価する清水亮氏は、それとは矛盾した政策だとして、「其仁体」の基準に御家人領の知行という基準があったとする。【史料四】の評価が分かれるのに比べて、【史料五】は御家人制の閉鎖性を示すものだという点については、諸氏の評価は一致している。

【史料五】が御家人制の閉鎖性を示していること自体は確かである。だが本稿が問題としたいのは、服部氏が御家人と

して認められなかったという結果ではなく、そもそもこのような西国武士が宝治二年という年に鎌倉に現れた事実そのものである。幕府が「先々奉公證拠」の提出を命じたのにもかかわらず、服部左衛門六郎が「廷尉内々消息状」しか提出しなかったことからすれば、服部氏は治承・寿永内乱で源義経に従って以来、御家人役勤仕の実績がなかった（少なくとも証明書は受給していなかった）のだろう。しかも奉公を望んだのは、御家人の番役の中でも重視され、主に東国御家人の中でも特定の者が勤仕した御所中番役である。御家人制の閉鎖的性格云々を考えるまでもなく、そもそも通常ならば到底奉公など許されそうもない存在だった。にもかかわらず、服部氏は堂々と幕府に乗り込んでいき、しかも幕府はこれを無下に追い返さず、奉公を認めるかどうか審議した。服部氏の事例について言えば、御家人としての奉公を認め「なかった」ことよりも、認める「可能性があった」（と幕府も服部氏も認識していた）ことを重視すべきではないかと思われる。

それを踏まえてもう一度【史料五】を読んでみたい。河内氏・七海氏は、この時期御家人制は一貫して限定的な性格を有していたと理解するが、その理解は⑥⑦部分の解釈と深く関わる。⑧の部分は新規御家人の受け入れについて定めたものだが、両氏はこれを⑥の「医陰両道之類」に限定される問題と解釈した。つまり、新たに御家人と称することが許されるのは京都から来て祇候する貴族や医師・陰陽師といった「掲焉之輩」（七海氏によれば、きわだった役割を担っている者）のみであり、一般の非御家人には不可能であった、と理解するわけである。<sup>11)</sup>

しかし、これとは異なる解釈も出されている。鎌倉期陰陽師について研究した赤澤春彦氏は、幕府に仕えた陰陽師は御家人とは一線を画する存在であったと述べる。赤澤氏は【史料五】についても、⑧の新規御家人の規定は、⑥の陰陽師が御家人と号していたことを示したわけではなく、服部左衛門六郎の御所奉公を却下するために幕府が示した御家人認定の一般論であると解釈した。<sup>12)</sup>

本稿も赤澤氏の解釈が妥当と考える。⑥は御家人ではない「医陰両道之類」が御所中奉公をしている理由を示したものである。つまり医師・陰陽師は御所中奉公の例外に属することが示されたのであり、御家人制の例外に属することが示さ



れたわけではない。そして◎の規定は一般の武士のうち「无<sub>二</sub>父祖之例<sub>一</sub>」き者、すなわち非御家人の御所中奉公について述べたものであり、（非御家人で）御家人と号している者であっても、御所中奉公については「掲焉之輩」でなければならぬ、というのがこの史料の趣旨となろう。そう考えれば、幕府が服部氏の御所中奉公について審議した理由も理解できる。当時、幕府は非御家人にも御所中奉公の門戸を開いていたのである。

なぜ幕府は当該期に御所中番役の勤仕者を非御家人にも求めたのか。その背景にあるのは当時の政情不安であると思われる。宝治合戦で多くの三浦氏の与党が討死にしたが、「都合五百余人令<sub>二</sub>自殺<sub>一</sub>、此中被<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>幕府番帳<sub>一</sub>之類二百六十人」<sup>13</sup>とあるように、その中には多くの番帳登録者（御所中番役勤仕者）がいた。これをうけて幕府も「御所中番帳被<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之、（三浦泰村）若州一族并余党数輩、已依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其闕<sub>一</sub>也、為<sub>二</sub>陸奥掃部助実時奉行、清撰新加衆、及<sub>二</sub>清書<sub>一</sub>」<sup>14</sup>と新たな勤仕者を募集している。

しかし勤仕者の欠如は容易に解決されなかつたようである。後の建長二年（一二五〇）には「御所中頗無<sub>レ</sub>人、自<sub>二</sub>小侍所類雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>催促<sub>一</sub>、似<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>其詮<sub>一</sub>、仍伺<sub>二</sub>申相州<sub>一</sub>間、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>之旨、就<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>返答<sub>一</sub>給、今日有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>不法輩<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>出仕<sub>一</sub>、加<sub>二</sub>壯年勤厚人於其闕<sub>一</sub>、始可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>結番<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>之」<sup>15</sup>というように、御所中に奉公する者がおらず、執権北条時頼が「不法輩」に対する処罰を強めたことが見える。その背景について、桃崎有一郎氏は宮騒動・宝治合戦により、日常的に将軍に近侍することで政争にまきこまれて没落するリスクが高まったことにより、御家人たちから撰家将軍の近習となる意欲を奪ったことを理由に挙げる。<sup>16</sup>撰家将軍の権威低下もあいまつて、宮騒動・宝治合戦は将軍御所出仕者の欠乏を招いたのであり、それは少なくとも建長年間まで持続していた。こうして五味克夫氏が言うように、宮騒動・宝治合戦を契機として御所中番役の「形式上の整備と、実質性の減少」<sup>17</sup>が進行していったのである。

以上のような事情から、当時の御所中奉公の勤仕者に非御家人が含まれるようになったと考えられる。

これは、前節で述べた【史料四】の京都大番役と類似した状況である。京都大番役もまた、勤仕者の不足という状況に

直面し、非御家人に門戸を開いた。つまり宮騷動・宝治合戦という政情不安のなかで幕府は、京都大番役・御所中奉公など番役の勤仕者確保のため、非御家人も含む範囲にまで勤仕者を拡大したと言える。「依<sub>二</sub>其仁体<sub>一</sub>」「掲<sub>二</sub>焉之輩<sub>一</sub>」といった何らかの制限はかけられていたものの<sup>⑧</sup>、このような存在（高橋氏が言うところの「御家人予備軍」）を生み出したという点において、限定から拡大へと御家人制の舵を切った政策として評価する必要がある。

### 第三節 東国・西国御家人制構造の転換の可能性と限界

【史料五】からは、御家人制の拡大とともに、もう一つ御家人制の転換の可能性をうかがうことができる。まず、ここまで問題となっていた「廷尉内々消息状」とは一体どのような文書か、ということを考えてみよう。具体的には、次のようなものであったと思われる。

【史料六】「水走文書」（『平安遺文』八―四一四〇）

「云<sub>二</sub>開發相伝、云<sub>二</sub>当時沙汰次第、所<sub>レ</sub>申尤有<sub>二</sub>其謂、早如<sub>レ</sub>元令<sub>二</sub>安堵本宅、可<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>仕御家人兵士役<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

（義経源）  
源（花押）

（水走）  
源康忠謹解 申進申文事

請<sub>二</sub>殊蒙<sub>一</sub> 恩裁、如<sub>レ</sub>元令<sub>二</sub>安堵、勤<sub>二</sub>仕兵士役、河内郡有<sub>二</sub>福名水走開發田事

右、康忠謹<sub>レ</sub>拷<sub>二</sub>案内、水走者依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>重代相伝地、親父季忠去<sub>二</sub>天養年中申<sub>二</sub>賜<sub>二</sub>庁宣、遂<sub>二</sub>開發大功、被<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>止<sub>二</sub>万雑公事、令<sub>二</sub>進<sub>二</sub>濟官物<sub>一</sub>之間、敢<sub>二</sub>以<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>他妨也、爰<sub>二</sub>近日兵糧米使等、寄<sub>二</sub>事於左右<sub>一</sub>、追<sub>二</sub>出<sub>二</sub>康忠代官、致<sub>二</sub>非<sub>二</sub>分<sub>二</sub>濫<sub>二</sub>妨<sub>二</sub>之間、及<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>務<sub>二</sub>違<sub>二</sub>乱<sub>二</sub>之条、難<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>次第也、然<sub>二</sub>早<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>止<sub>二</sub>彼妨、安<sub>二</sub>堵<sub>二</sub>本宅、可<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>仕兵士役<sub>一</sub>之由、為<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>御裁定、勤<sub>二</sub>在<sub>二</sub>状、言<sub>二</sub>上<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>件、以<sub>二</sub>解、

（一―八四）  
寿永三年二月 日

【史料七】「水走文書」〔平安遺文〕一〇一五〇八七

国兵士事、相伝家人許私加其催候者也、康忠之外、御尉兵士可令免除之由、令下知候也、恐々謹言、

（寿永三年）  
二月廿四日

源義経請文

治承・寿永の内乱中、義経が河内の在地領主水走氏に発給した文書（外題）である。これらの文書からは、内乱中、西国に派遣された源義経が各地の武士を自軍に動員して御家人に編成し、その見返りに彼らの所領を安堵していったことが読み取れる。この種の文書はあまり現存していないが、他にもたとえば壇ノ浦合戦の直前、義経は数十艘の船を献じた周防国在庁で舟船奉行の船所五郎正利に「可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>鎌倉殿御家人<sub>一</sub>之由」を載せた「書」を与えていることなどが『吾妻鏡』から確認できる<sup>⑩</sup>。こうした事例から見れば、義経は内乱期に西国一帯で各地の武士を戦力として編成するため、御家人として安堵する旨を記した文書を発給していたと思われる。ならば宝治二年に服部氏が持参した「廷尉内々消息状」というのもこうした文書の一つと見てよからう。

幕府は最終的に「遠国住人等、只<sub>二</sub>帯<sub>二</sub>廷尉内々消息状許、存<sub>二</sub>御家人募<sub>二</sub>事者、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御許容<sub>一</sub>之由、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出也」として、義経の文書はそれだけで御家人の根拠とするには不足だと決定した。確かに御家人役勤仕の実績すらないのでは、仕方ないようにも思える。だが幕府法上、御家人役勤仕の実績も関係なく、それ単体で御家人と認定され得る文書は存在する。

【史料八】鎌倉幕府追加法六〇九条

一 可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御家人<sub>一</sub>輩事 弘安十 五 廿五御沙汰

祖父母帯<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>之後、子孫雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>行所領<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>御家人<sub>一</sub>令<sub>二</sub>安堵<sub>一</sub>条、先々成敗不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>、但依<sub>二</sub>其身之振舞<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>許否沙

この弘安一〇年（一二八七）の追加法の規定では、現に所領を持っていないもの（＝御家人役を勤仕していない者）でも、祖父母の時の「御下文」を帯してさえいれば、御家人として安堵することが認められる、としている。同様に、正応六年（一二九三）の追加法六三九条でも、「曾祖父之時、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>」た者は所領が無くとも（失っていても）御家人として安堵することを定めている。御家人身分の認定において、下文による安堵は極めて大きな効力を發揮し、その前では御家人役の勤仕実績すら問われなかった。では「下文」を持つのはどのような者たちか。

【史料九】鎌倉幕府追加法六八条（天福二年（一二三四）五月一日）

一 西国御家人所領事

右、西国御家人者、自<sub>二</sub>右大将家御時<sub>一</sub>、守護人等注<sub>二</sub>交名<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>催<sub>二</sub>勤大番以下課役<sub>一</sub>、給<sub>二</sub>関東御下文<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>領<sub>二</sub>知所職<sub>一</sub>之輩者不<sub>レ</sub>幾、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>重代之所帯<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>便宜、或<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>本家領家之下知<sub>一</sub>、或<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>寺社惣官之下文<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>相伝<sub>二</sub>歟<sub>一</sub>、（後略）

西国御家人は「給<sub>二</sub>関東御下文<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>領<sub>二</sub>知所職<sub>一</sub>之輩者不<sub>レ</sub>幾」という状態だった。これは逆に言えば東国御家人たちは「関東御下文」を保持する者が多かった、ということだろう。これらから、下文を持つ東国御家人は御家人役勤仕の実績がなくとも御家人の身分を認められたと言え、西国御家人と比べて安定した身分を保持していた。

次に考えたいのがこうした下文が発給されたのがいつか、ということである。頼朝は、治承・寿永の内乱中から多くの下文を出している。では【史料九】に見える「関東御下文」というのがこうした内乱中に出された下文なのかというと、恐らくもう少し時代が下るのではないか。

【史料一〇】『吾妻鏡』建久三年（一一九二）六月三日条

有恩沙汰、或被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>新恩、或被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>改以前御下文、（後略）

内乱も終結した建久三年以降、頼朝はそれまでの袖判下文を政所下文に改めていった。しかしこれは単に形式が変更されたのみではない。上横手雅敬氏はこの下文更改によって鎌倉幕府の莊郷地頭職が成立したことを述べた。また、工藤勝彦氏はこの下文更改によって行われた安堵とは、それまでの即時的効力を期待した安堵を、職の確認という形に切り替えていったものとした。さらに、川合康氏はこれを安堵の内乱期的性格、軍事的性格の止揚と捉えた。<sup>20</sup> 工藤・川合両氏の理解はこの時期の安堵を内乱期固有の状況と関連させて捉える点が重要である。たとえばこれら諸氏が取り上げた信濃国の藤原助弘の例では、それまで平家によって下司職を安堵されていたが、治承四年（一一八〇）には反乱軍として挙兵した源義仲によって安堵を受け、さらに寿永二・三年（一一八三・四）には頼朝の異母弟阿野全成から所領内の下司職・地主職を安堵された。このように内乱期、頼朝以外の下文によって地主職などとして安堵を受けてきた助弘だが、建久三年二月一〇日の政所下文でそれまでの所職を地頭職として一括して安堵された。<sup>21</sup> つまり建久年間の下文更改とは、頼朝以外によってなされたものも含め、内乱期の即時的・軍事的な性格の強い安堵を平時の所職（地頭職）補任としての安堵に切り替え、定着させたものと言えるだろう。

ここで再び義経の問題に立ち返ると、前掲の水走氏が得た【史料六・七】や周防国の船所正利が受けた「可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>鎌倉殿御家人<sub>一</sub>之由」を載せた「書」、そして【史料五】服部氏が得た「廷尉内々消息状」とは、内乱の状況下で義経が軍事動員のため西国武士に下したものに他ならない。これが安堵の性格も有していたのは【史料六】に「安堵本宅」の語があることから明瞭である。とすると、このような即時的・内乱期的安堵は建久年間にいたってその役目を終えたと言えよう。本来ならそれにかわって政所下文が下されたはずである。だが、【史料九】によると、西国御家人たちの多くは「関東御

下文」を有していないという。つまり、内乱期には軍事動員と引き換えに安堵を受けた西国武士たちも建久年間には東国御家人たちが得たような下文を受けた者はきわめて少なかったことが想定できる。<sup>22)</sup>

これとほぼ同時の建久三年六月に実施された美濃国の大番催促では、「存<sub>二</sub>家人儀<sub>一</sub>輩」は守護大内惟義の催促に従って大番役を勤仕するよう命じられ、武士たちに御家人となるか否かの去就の選択を迫るとともに、守護が大番催促を行う体制が整備された。<sup>23)</sup> 前章で論じたような、守護による大番催促（御家人統率）という西国的な体制はこの時期に形成されたと思われる。大番役の御家人役化にともない、西国御家人は守護の麾下に組み込まれていき、これ以後、【史料九】にあるように、西国御家人はもっぱら守護の指揮下で大番役を勤めることにより御家人身分を維持していく。その後、御家人として存続した者もいれば、服部氏のように御家人役を勤仕することもなく御家人から脱落した者もいただろう。

【史料九】では、西国御家人の存在形態は「右大将家御時」＝頼朝の時代以来のものとされるが、より厳密に言えば内乱が終息した建久年間（一一九〇～一九九、さらに言えば建久三年以降）こそ東国御家人と西国御家人の身分的格差が顕在化したときだった。これ以降、基本的には、

東国御家人……………幕府から直接安堵の下文を受給し、守護による大番催促は受けない。

西国御家人……………下文は受給せず、守護のもとで大番役をはじめとする御家人役を勤仕することで御家人身分を保つ。という形で東国・西国それぞれの御家人の存在形態は分化していった。

以上の前提をもとに【史料五】を位置づけ直してみたい。仮に服部氏が出した「廷尉内々消息状」によって同氏が御家人として認められたとしたら、それは何を意味するか。服部氏が治承・寿永の内乱以来、御家人役を勤仕していなかったのは明白である。その中で義経の文書のみによって御家人認定をするとすれば、義経の文書の機能はまさに【史料八】に見えるような下文に等しい。これは西国御家人に東国御家人と同等の身分的安定性を認めることにつながる。すなわち、一三世紀半ばの西国御家人の枠の拡大のなかで、東国・西国御家人間の格差の是正にもつながる可能性が生じていたので

ある。

だが幕府はこれを認めなかった。宝治二年に、確かに幕府は御家人制の拡大を試みた。しかし、その目的は当面の大番役や御所中奉公など眼前の番役に充てるだけの人員を賄うことであり、もとより御家人制の大幅な拡大は求めていない。

加えて、「廷尉内々消息状」のみを帯する者の御家人化は、建久年間に実施された下文更改の意義を無に帰すに等しい行為であり、幕府として到底許容することはできなかった。しかも大規模な治承・寿永内乱の平家追討戦において鎌倉軍が動員した西国武士、すなわち義経からの動員を受け、その「消息状」を保持する者は服部氏以外にもおびただしい数にのぼる可能性が高い。ここにも服部氏の御家人化を阻む要因が存した。

こうして一三世紀半ばの宮騷動・宝治合戦を契機に西国の非御家人の多くが番役に動員する（高橋氏が言うところの「御家人予備軍」化する）ことが試みられ、さらには西国御家人の多くが東国御家人と同等の地位を獲得する可能性も浮上させた。だが、幕府はそうした主張を受け入れることはせず、建久年間以来の東国・西国御家人間の格差も温存されることとなった。<sup>24</sup>

① 高橋「はじめに」注⑦論文。

② 河内祥輔「朝廷・幕府体制の成立と構造」（水林彪ほか編『王権のコスモロジー』弘文堂、一九九八）八三・八四頁、七海雅人「鎌倉幕府御家人制の展開過程」（第一章注④書、初出一九九九）二七六―二七八頁。三田武繁氏は当初、「史料四」を非御家人の御家人化という文脈で理解していたが、河内氏の批判をうけ見解をあらためている

（『京都大番役と主従制の展開』（同『鎌倉幕府体制成立史の研究』吉川弘文館、二〇〇七、初出一九九九）一三三―一三三三頁）。なお、非御家人の御家人化の事例として若狭国太良荘の乗蓮の事例（橋本道範「荘園公領制再編成の一前提」同『日本中世の環境と村落』思文閣出版、二〇一五、初出一九九七）参照が知られているが、河内祥輔

「御家人身分の認定について」（『鎌倉遺文研究』七、二〇〇一）はこれについても、従来の史料翻刻・解釈を見直し、乗蓮が非御家人から御家人化したという見方を否定して自説を補強した。ただ、その評価をそのまま受け入れられるかは、高橋典幸「はじめに」注⑦論文補註2で述べるように疑問が残り、別途検討が必要である。

③ 「はじめに」注⑦論文七九頁。

④ 清水亮「鎌倉幕府御家人役職課制度の展開と「関東御領」」（同『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房、二〇〇七、初出二〇〇二・四）七八―八〇頁。

⑤ 『網野善彦著作集五 蒙古襲来』（岩波書店、二〇〇八、初出一九七四）三四頁。

- ⑥ 『吾妻鏡』 宝治元年八月五日条。
- ⑦ 『民経記』 寛元四年（一二四六）二月八日条。
- ⑧ 高橋慎一明氏は、宝治合戦で多くの御家人が滅亡したことにもない、前年に停止された関東武士の大番役（前注）がこの宝治元年二月月の結番で復活し、負担が均等化されたと述べた（『北条時頼』（吉川弘文館、二〇一三）一二四・一二五頁）。政変にともなう負担者の減少とそれへの対応という視点は本稿と共通しており注目すべきである。だが、この結番に連ねられている名（前章【表】）は前章で述べ通り、勤仕代表者たる「番頭」である。この番頭の地位まで西国御家人に任せるとは考えにくく、番頭級以外の東国御家人の負担がどこまで通常に復したかは分からない。このような状況下、一層西国御家人（と非御家人）への依存度が高まったと思われる。
- ⑨ 五味克夫B論文も、『史料四・五』から、「幕府の当時の方針は非御家人を御家人に編入することも個別審議により特別のものについてはありうる」（一二二・一二三頁）と理解する。ただし、『史料四』の解釈はA論文とは全く異なっている。
- ⑩ 五味克夫A論文四七～五一頁。
- ⑪ 注②河内一九九八年論文六七・六八頁、七海論文二七七頁。
- ⑫ 赤澤春彦「鎌倉陰陽師の成立と展開」（同『鎌倉期官人陰陽師の研究』吉川弘文館、二〇一一、初出二〇〇三）三三八・三五七頁。
- ⑬ 『吾妻鏡』 宝治元年六月五日条。
- ⑭ 『吾妻鏡』 宝治元年七月一日条。
- ⑮ 『吾妻鏡』 建長二年二月二〇日条。
- ⑯ 桃崎有一郎「北条時頼政権における鎌倉幕府年中行事の再建と控折」（『鎌倉遺文研究』三七、二〇一六）二〇・二二頁。
- ⑰ 五味克夫「鎌倉幕府の番衆と供奉人について」（はじめに）注②書、初出一九五八）六九頁。
- ⑱ 大番役勤仕の基準となった「其仁体」、御所中奉公の基準となった「掲焉之輩」はいずれも、他より卓越した者、あるいは由緒を持った者というような意味だと思われるが、実際にいかなる基準が設けられていたのかは不明であり、今後の課題である。この点、清水氏（注④）が想定した御家人領の知行者という基準も、番役を担う實力のある者、という意味で興味深い。ただ、「其仁体」や「掲焉之輩」に明確な基準が設定されていたのか、という点について本稿は若干の疑問を持つ。これらの番役への非御家人の動員は、宮騒動・宝治合戦という政情不安にともなう措置だというのが本稿の主張である。いわば混乱のなか場当たり的に実施された政策であり、そもそも明確な基準を幕府が設定していたのか、という点に疑問符がつく。「其仁体」「掲焉之輩」というのは『吾妻鏡』地の文の語彙だが、いずれも具体性に乏しく、結局のところケース・バイ・ケースで勤仕する非御家人を選定するつもりだった故にこのような表現になったのではないだろうか。いずれにしても推測に過ぎないが、一つの可能性として提示しておく。
- ⑲ 『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）三月二日条。
- ⑳ 上横手雅敬「荘郷地頭制の成立」（同『日本中世政治史研究』塙書房、一九七〇）一三〇～一三六頁、工藤勝彦「鎌倉幕府による安堵の成立と整備」（『古文书研究』二九、一九八八）九～一二頁、川合康一「奥州合戦ノート」（同『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四、初出一九九九）一八七～一九〇頁。
- ㉑ いずれも「市河文書」（『平安遺文』七十三五三二、八十三九三七・四二二〇・四一四三、『鎌倉遺文』二一六四五）。
- ㉒ 「播磨広峰文書」正中元年（一二三四）二月二一日関東下知状案（『鎌倉遺文』三七―二八九三三）に「西国輩も、雖不帶本御下文、以景時奉書、備御家人支証之条常例也」という認識が見える。この梶原景時奉書は建久年間の御家人制再編の前提としての奥州合戦に



際して発給されたものと推測され（川合康注②⑩論文二二六頁）、建久年間以降、西国御家人が自身の身分の根拠としたのは下文ではなく景時や守護の発給する文書だったことがうかがえる。

⑳ 『吾妻鏡』建久三年六月二〇日条。田中稔「鎌倉初期の政治過程」

（同『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一、初出一九六三）一〇〇頁。「はじめに」注⑥拙稿も参照。

㉑ 高橋典幸氏は前掲『史料八』追加法六〇九条に見える「祖父父母」や六三九条に見える「曾祖父」という認定基準を仁治年間（一二四〇～四三）と接点をもつものではないかと考えている（「はじめに」注⑦論文補註4）。高橋氏の見積が妥当かはなお検討を要する（たとえば七海雅人氏はこれらの年代を二〇〇年前後と計算している（注②論文二九九・三〇〇頁）が、これを認めるとすれば、御家人身分を保証する下文についても、必ずしも頼朝時代の秩序が維持されていなかった可能性がある。ただ、高橋氏が重視する仁治年間という御家人認定の基準は、氏が取り上げたいいくつかの事例によると、あくまで「御家人役勤仕証明書」に基づいて判断したものであり、下文をもって判

## おわりに

最後に本稿の内容をまとめて今後の展望を記す。

第一章では、京都大番役の勤仕形態の東西差を論じた。西国では守護が大番催促を行うのに対し、東国では「番頭」が催促にあたる。番頭の基本的な性格は、催促を受ける側の御家人と同じく大番役の勤仕者であり、守護とは性格を異にする。東国御家人と西国御家人の大番役勤仕形態の差異は、守護の統率を受けるか否かという点に集約されると考える。東国御家人より西国御家人の方が守護の統制を強く受ける、ということ自体は従来説かれていたことであるが、本稿は東国における守護の御家人統率（大番催促）について、より根本的な疑問を呈した。これにより御家人制の地域差を考える新

断したものではない。仁治年間という判定基準に下文も関わるかは、別途検討する必要がある。これに関連して、一二四〇年代に入って幕府が西国の御家人に、安堵状に代替しうる関東御教書型証文を発給した、という七海雅人氏の指摘（『鎌倉幕府の譲与安堵』（第一章注②書）三四～三六頁）にも注意しておきたい。これによると宮脇勲・宝治合戦の前から西国御家人にも安堵状に匹敵しうる文書が一度発給されていたことになる。ただ、この関東御教書型証文を受け取ったのは幕府草創期に本御下文を与えられなかった西国御家人ではなく、この時点で既に幕府の安堵体系下にあった者である可能性が指摘されている（高橋典幸「書評 七海雅人著『鎌倉幕府御家人制の展開』」（『史学雑誌』一一二一六、二〇〇三）九二・九三頁）。関東御教書型証文という形式の文書が発給されたことは注目すべきであるが、これが幕府草創期（建久年間）の安堵体系に漏れた者を安堵するために行われたものと評価することができるかどうか、これについても今後の検討を要する。

しい視点を提供できたと考える。

第二章では、番役の勤仕者の時期的な変化について論じた。高橋氏が述べるように、一三世紀半ばに幕府は非御家人の大番役勤仕を認め、御家人制を拡大する。この見解に対しては河内氏・七海氏らによる反論も加えられているが、本文で述べたようにこれらの理解には史料解釈などの点から疑問が残る。やはりこの時期に御家人制は拡大に転じたかと本稿も考えるが、その契機として本稿が想定したのが宮騒動・宝治合戦ともなう番役（京都大番役・御所中奉公）勤仕者の不足である。このなかで第一章の論点とも関わる東国・西国御家人間の格差が解消される可能性も生じたが、幕府はそれを認めることはなかった。番役の勤仕者の拡大が御家人制の拡大につながったことを示し、番役の変遷が御家人制の変化にも関わることを論じた。

以上、本稿では番役の問題から御家人制の構造・展開を描いてみた。ところで、御家人制の転換点として、ほかに注目されている画期と言えば一三世紀末である。弘安七年（二二八四）に発令された鎮西名主職安堵令については、根本下文を持たない西国（鎮西）御家人に対して安堵を行うものであったとの佐藤進一氏の評価、佐藤説より踏み込んで異国警固番役を勤仕した非御家人にも安堵を行うものであったとする村井章介氏の評価などがある。これらの見解からすれば、一三世紀末の弘安徳政段階にも、東国御家人と西国御家人の間の格差の解消、および御家人制の拡大の可能性があった。ここで注目したいのが、この拡大が異国警固番役の実施にもなっている点である。御家人制は鎌倉時代に度々変動したが、それは番役の変化と連動して行われていたと見ることができるといえる。つまり番役の勤仕者の確保、という共通の視点から一三世紀半ば及び同世紀末の御家人制の変動を捉えることができるのではないだろうか<sup>②</sup>。

しかしこの政策もまた、徳政を主導した安達泰盛の失脚とともに頓挫した。この後幕府は異国警固番役に本所一円地住人を動員することによって対処する。御家人制の拡大とは別方向の、新しい軍事動員体制の構築によって軍事的課題の克服を試みたわけである。このことは、東西御家人間の格差、御家人制の閉鎖性という基本的性格がいかに強固であったか

を示しているように思う。

高橋氏によると、一三世紀後半に御家人制は再び限定的な性格を帯びるといふ。これについて高橋氏は特に徳政令や在地武士団の動向などとの関連を想定した。本稿ではそうした要素とともに、番役に動員する軍事力確保の必要性が薄れた、という視点で説明できる可能性も提示しておきたい。

これらはいくまで見通しであり、鎌倉時代後期の御家人制については、別に独自に検討を加える必要があるだろう。また地域的にも、本稿は東国・西国という二分法で御家人制（および守護制）の構造を見出した。この区分自体にももちろん意味はあるが、第一章で扱った甲斐・信濃の事例に不確定な部分を残したように、「東国」「西国」の中でも地域をより細分化して見ていく必要があるだろう。いずれも今後の課題としたい。

① 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇、初出一九五五）九七―一〇一頁、村井章介

「神々の戦争」(同『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五、初出一九七八)二六四―二六九頁。

② 番役勤仕の実態への着目は、様々な面において、鎌倉幕府の権力の実態を見直すのに有効であると考ええる。たとえば、「はじめに」注③で取り上げた、一三世紀後半から認められる大番役の在地転嫁の問題は、一般的に幕府や御家人の権限拡大という文脈で理解されているが、これも大番役の負担増大(勤仕先としての院御所・内裏の増加)と関

わっている可能性がある(小原嘉記「書評 高橋慎一朗著『日本中世の権力と寺院』」(『日本史研究』六七四、二〇一八)六八・六九頁)。こうした番役負担の需要増大・供給減少という実用的な問題を前提に、鎌倉幕府が本求管轄外にある人的・物的基盤(非御家人・百姓からの段別銭)の動員を行うにいたるといふ捉え方ができ、鎌倉幕府の志向性を考える手がかりとなり得る。

③ 高橋典幸「武家政権と本所一円地」(「はじめに」注③書、初出一九九八)。

④ 第一章注③秋山・高橋論文参照。

(付記) 本稿は、平成二八年度高梨学術奨励基金(若手研究助成)の研究成果の一部を含む。

(京都大学大学院文学研究科教務補佐員)

The *Gokenin* (Housemen) System of the Kamakura Bakufu  
as Seen in *Banyaku*

by

TESHIGAHARA Takuya

This paper addresses the *gokenin* system, the organization of the retainers of shogun who headed the Kamakura bakufu. In particular, it examines the issues of what were the special characteristics of *gokenin* in specific regions and how they changed over time, using the *banyaku*, the guard duty performed by *gokenin* at various locations, as a primary resource.

In the first section, I address the differences in the implementation of the Kyōto Ōbanyaku (the duty of guarding the imperial palace by *gokenin*) between those from Tōgoku (Eastern Japan, roughly present-day Shizuoka and Nagano prefectures and those further east) and Saigoku (other provinces in Western Japan.) In general Kyōto Ōbanyaku duties were carried out by the *gokenin* whom were led by the *shugo*, the military commanders placed in each province by the Kamakura bakufu. In contrast, this paper makes clear that this was the form in the case of the Saigoku *gokenin*, but there were intermediaries called *bantō*, and not the *shugo*, when the Tōgoku *gokenin* served as Kyōto Ōbanyaku. Both the *shugo* and *bantō* relied on the Tōgoku *gokenin*, but in contrast to the Saigoku *gokenin* whose fealty to the *shugo* was strong, the relationship between the *bantō* and the Tōgoku *gokenin* was nearly one of equals. In this manner, viewed in terms of the form of the Kyōto Ōbanyaku, the standpoint of the Saigoku *gokenin* was weaker than that of the Tōgoku *gokenin*.

In the second section, I address the changes in the chief form of those who served as *banyaku* during the Kamakura period. Originally, it was the duty of the *gokenin* alone to serve as the Kyōto Ōbanyaku, but in the mid 13<sup>th</sup> century the bakufu recognized the participation of samurai other than the *gokenin* in the Kyōto Ōbanyaku system. Furthermore, it permitted samurai who were not *gokenin* to serve as the *banyaku* guarding the Kamakura shogun's residence at the same time. In either case this was the result of political turmoil and fighting over the leadership of the Kamakura bakufu that broke out just prior to 1246 and though 1247. Due to this, the bakufu

permitted the participation of samurai who were not *gokenin* to serve as *banyaku*, and they were treated as equivalent of the *gokenin*. In this way, in this paper I have argued from the reality of the *banyaku* that *gokenin* system was expanded. The possibility arose of eliminating the gap between the Tōgoku and Saigoku *gokenin*, which was demonstrated in the first section of this paper, but this was put off by the bakufu and the differences were preserved.

I believe that in the above I have been able to clarify the regional characteristics of the *gokenin* system and an aspect of the changes in each historical period by concretely examining the *banyaku*.